

国立大学法人旭川医科大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会の業績評価の結果や本学の経営状況、また、当該役員の担当業務における業績・貢献度を総合的に勘案し、本学経営協議会の議を経たうえで、役員給与規程に定める当該役員の期末特別手当の額を増額又は減額できることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

広域異動手当を新設した。
また、期末特別手当基礎額に広域異動手当を含めることとした。

理事

法人の長の改定内容と同じ。

理事(非常勤)

改定なし。

監事

改定なし。

監事(非常勤)

改定なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 5,665	千円 3,195	千円 2,470	千円 ()		6月30日	
法人の長	千円 11,599	千円 8,946	千円 2,522	千円 131 (寒冷地手当)	7月1日		
A理事	千円 4,803	千円 2,709	千円 2,094	千円 ()		6月30日	
B理事	千円 9,798	千円 7,587	千円 2,139	千円 72 (寒冷地手当)	7月1日		
C理事	千円 4,803	千円 2,709	千円 2,094	千円 ()		6月30日	
D理事	千円 10,154	千円 7,587	千円 2,139	千円 131 (寒冷地手当) 261 (単身赴任手当) 36 (通勤手当)	7月1日		
E理事	千円 13,100	千円 8,736	千円 3,536	千円 72 (寒冷地手当) 756 (単身赴任手当)		3月31日	
F理事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円	千円 ()			
A監事	千円 1,050	千円 1,050	千円	千円 ()		6月30日	
B監事	千円 3,150	千円 3,150	千円	千円 ()	7月1日	3月31日	
C監事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円	千円 ()			

注:「前職」欄の「 」は、役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,191	3	3	H19.6.30	1	在職期間中の業務運営等に関する評価について、本学経営協議会において審議した結果、業績助案率の増減を行わないこととした。	
理事A	4,109 (53,498)	3 (35)	3 (3)	H19.6.30	1	業績助案率の増減を行わないものとして計算した。	
理事B	4,109 (44,695)	3 (29)	3 (11)	H19.6.30	1	業績助案率の増減を行わないものとして計算した。	
監事A	656	1	3	H19.6.30	1	在職期間中の業務運営等に関する評価について、本学経営協議会において審議した結果、業績助案率の増減を行わないこととした。	
監事B	393		9	H20.3.31	1	在職期間中の業務運営等に関する評価について、本学経営協議会において審議した結果、業績助案率の増減を行わないこととした。	

注：理事A、理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

業務の効率化や職員の適性配置等により人件費を抑制し、人件費支出を運営費交付金の範囲内で行うことを基本とする。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとするために、一般職の国家公務員の給与水準を考慮し、これに準じた給与水準を基本とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

普通昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
基本給月額 (普通昇給)	昇給前1年間の勤務成績に応じ、0～8号俸の5段階の昇給区分により昇給させる。
基本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じた級へ昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

1. 基本給
・初任給を中心に、下位の級が適用される若年層に限定した基本給月額引き上げ。
2. 基本給の調整額
・基本給の引き上げに伴い、引き上げの対象となった級・号俸の一部に適用される調整基本額を、最大で100円引き上げ。
3. 調整手当
・国の地域手当に準じ、手当額計算の端数処理の一部を切り捨てから切り上げに改正。
4. 扶養手当
・子等にかかる1人あたりの扶養手当月額を6,500円に引き上げ。
5. 広域異動手当
・広域異動手当を新設。
6. 期末・勤勉手当
・期末・勤勉手当基礎額に広域異動手当を含めることとした。
・勤勉手当の成績率を年間平均で0.05月分引き上げ。

2 職員給与の支給状況

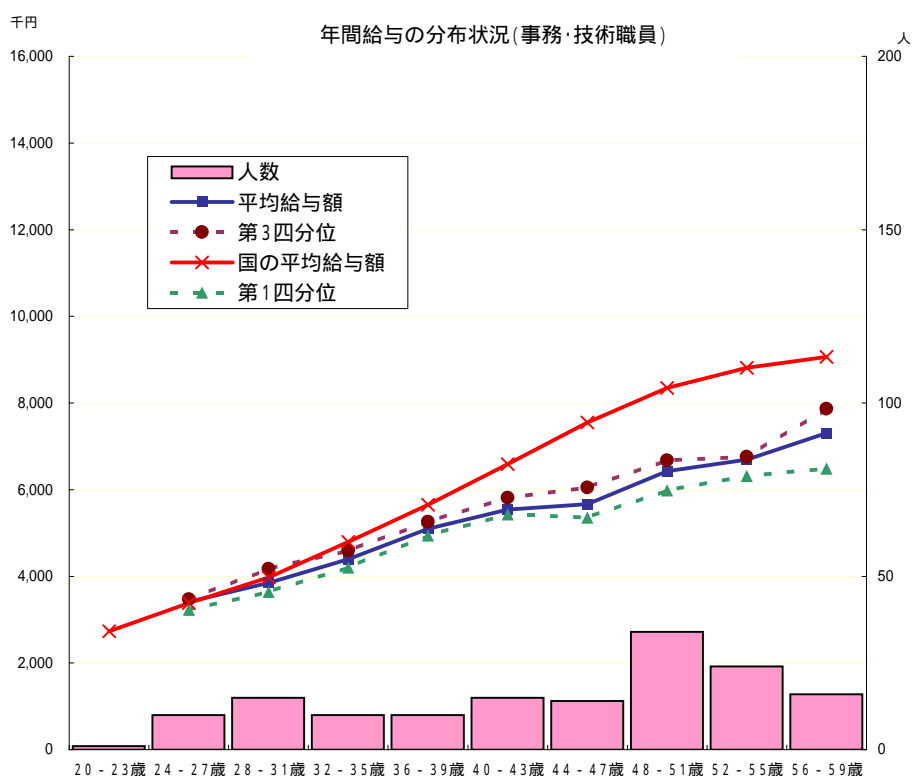
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	723	41.4	6,074	4,444	24	1,630
事務・技術	149	44.8	5,718	4,190	26	1,528
教育職種 (大学教員)	211	46.7	8,156	5,944	21	2,212
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	295	34.7	4,759	3,497	26	1,262
技能・労務職種	12	54.1	5,459	4,021	21	1,438
医療職種 (病院医療技術職員)	55	45.4	6,232	4,540	23	1,692
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
非常勤職員	25	36.6	3,651	2,719	35	932
事務・技術	3	44.5	2,970	2,201	41	769
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	7	46.9	4,696	3,451	33	1,245
技能・労務職種	7	30.8	3,168	2,389	40	779
医療職種 (病院医療技術職員)	8	29.8	3,415	2,563	32	852

注1:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の項目については記載しない。

注2:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



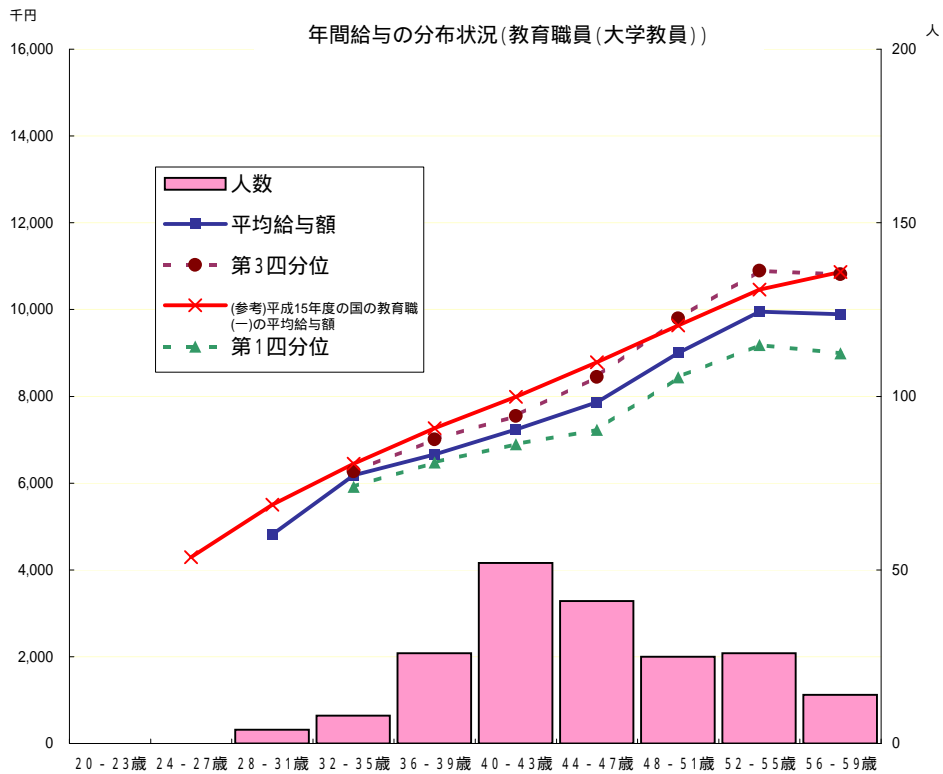
注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: 年齢20～23については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・部長	1				
・課長	9	54.8	8,331	8,741	9,308
・課長補佐	15	52.8	6,473	6,760	6,976
・係長	58	48.7	5,819	6,180	6,582
・主任	29	43.2	4,596	5,135	5,623
・係員	37	33.8	3,538	4,071	4,504

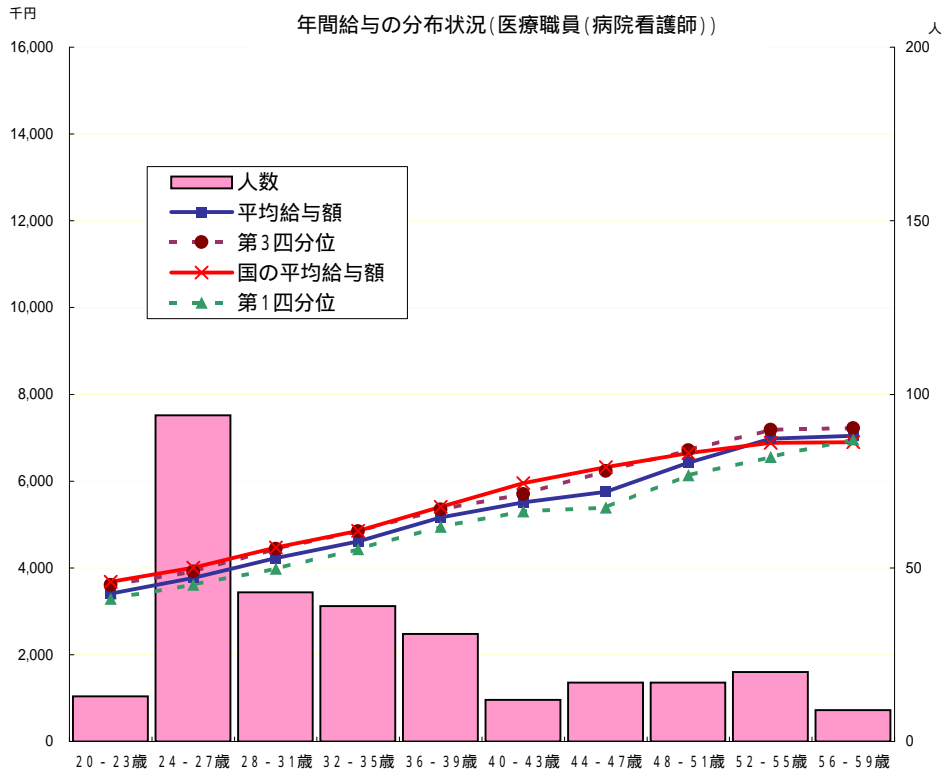
注: 部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以外は表示していない。



注:年齢28～31歳については、該当者が4名以下のため、第1四分位、第3四分位については表示していない。

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位				平均	
・教授	48	54.9	9,982	10,503	11,121
・准教授	43	49.7	7,816	8,518	9,114
・講師	35	45.2	7,422	7,911	8,448
・助教	85	41.1	6,314	6,698	7,153



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・看護部長	1						
・副看護部長	4	56.8			7,272		
・看護師長	72	45.5	5,314		6,055	6,920	
・看護師	218	30.7	3,727		4,228	4,598	

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以外は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員 (割合)	149	10 (6.7%)	41 (27.5%)	69 (46.3%)	17 (11.4%)	6 (4.0%)
年齢(最高 ~最低)		30~23	53~27	59~35	59~48	57~50
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,802~ 2,226	4,119~ 2,583	5,093~ 3,560	5,406~ 4,435	6,783~ 4,949
年間給与 額(最高 ~最低)		3,732~ 3,023	5,518~ 3,474	6,940~ 4,793	7,490~ 6,270	8,865~ 6,936

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長 部長	局長	局長
人員 (割合)		5 (3.4%)	1 (0.7%)	該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ~最低)		59~53	~	~	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		7,143~ 6,078	~	~	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)		9,572~ 8,331	~	~	~	~

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	211	該当者なし	85 (40.3%)	35 (16.6%)	43 (20.4%)	48 (22.7%)
年齢(最高 ~最低)		~	59~29	64~35	62~40	62~40
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	5,813~ 3,140	6,660~ 4,626	6,941~ 4,851	9,147~ 5,426
年間給与 額(最高 ~最低)		~	7,681~ 4,269	9,187~ 6,127	9,621~ 6,823	12,761~ 7,664

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	295	該当者なし	218 (73.9%)	51 (17.3%)	21 (7.1%)	4 (1.4%)	1 (0.3%)	該当者なし
年齢(最高 ~最低)		~	58~23	56~29	59~44	58~55	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	4,540~ 2,393	5,130~ 2,924	5,366~ 4,423	5,317~ 4,897	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)		~	6,281~ 3,270	7,037~ 3,978	7,580~ 6,230	7,482~ 6,943	~	~

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 66.7	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 33.3	% 34.1
	最高～最低	% 42.6～31.9	% 39.8～30.0	% 41.1～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.3	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.7	% 32.8
	最高～最低	% 38.1～30.7	% 37.4～28.7	% 35.7～29.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 63.9	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 36.1	% 35.8
	最高～最低	% 37.7～33.6	% 39.9～31.0	% 38.9～32.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.6	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 32.4	% 33.2
	最高～最低	% 48.1～31.5	% 37.4～29.5	% 41.7～30.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 66.5	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 33.5	% 34.0
	最高～最低	% 38.1～31.5	% 37.4～29.1	% 37.7～30.8

注:医療職員(病院看護師)の管理職員について、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	81.1
対他の国立大学法人等	95.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	91.9
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	95.3
対他の国立大学法人等	99.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 81.1	
	参考	地域勘案 87.0 学歴勘案 82.3 地域・学歴勘案 87.1
給与水準の適切性	[国からの財政支出について] 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.96% 国からの財政支出額 5,315,236,000円 支出予算の総額 20,475,325,000円 (平成19年度予算) [検証結果] 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は25.96%となっており、累積欠損額もないことから、給与水準については適切であると考え。	
講ずる措置	引き続き現在の給与水準の維持に努める。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 95.3	
	参考	地域勘案 92.4 学歴勘案 94.7 地域・学歴勘案 92.1
給与水準の適切性	[国からの財政支出について] 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.96% 国からの財政支出額 5,315,236,000円 支出予算の総額 20,475,325,000円 (平成19年度予算) [検証結果] 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は25.96%となっており、累積欠損額もないことから、給与水準については適切であると考え。	
講ずる措置	引き続き現在の給与水準の維持に努める。	

教育職員(大学教員)

項目	内容
指数の状況	対国家公務員(平成15年度の教育職(一))との比較指標 91.8

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度) 千円	前年度 (平成18年度) 千円	比較増 減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,709,354	5,822,314	112,960 (1.9)	200,040 (3.4)
退職手当支給額 (B)	557,888	359,073	198,815 (55.4)	185,012 (49.6)
非常勤役員等給与 (C)	1,685,065	1,304,217	380,848 (29.2)	745,623 (79.4)
福利厚生費 (D)	889,435	885,643	3,792 (0.4)	52,295 (6.2)
最広義人件費 (A + B + C + D)	8,841,742	8,371,247	470,495 (5.6)	782,890 (9.7)

* 任期付き看護師の平成18年度分の給与等及び退職手当について、昨年度、誤って(A)欄・(B)欄にそれぞれ計上し、(A)欄6,038,285千円、(B)欄367,220千円と公表したが、今回、本来記載すべき(C)欄に計上し、比較金額等を算出した。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」の増減要因
定年退職者不補充による給与等の減少
- ・「最広義人件費」の増減要因
常勤職員の定年退職者の増加に伴う、退職手当支給額の増加
外部資金による非常勤教員の増加に伴う、給与等の増加
看護師の増員に伴う、給与等の増加
診療体制充実のための医員増員に伴う、給与等の増加
- ・人件費削減の取り組み状況
中期計画
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された
総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。
中期目標
総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。
取り組み状況
事務系職員の定年退職による欠員の不補充、教員の空き定員の採用保留・配置の見直し等により、人件費削減に取り組んでいる。

総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,151,697	5,822,314	5,709,354
人件費削減率 (%)		5.4	7.2
人件費削減率(補正值) (%)		5.4	7.9

注1:

「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:

基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし